

令和元年度第12回五島市農業委員会総会会議議事録 **公表用**

開 会 日 時	令和2年3月26日 午後2時00分							
閉 会 日 時	令和2年3月26日 午後4時10分							
場 所	五島市役所新庁舎3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (17名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀					12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (2名)	10	山下 富雄	11	谷川 基晴				
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (名)								
欠 席 委 員 (名)								
署 名 委 員	6	今里 誠一	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹 三井楽：野口作実係長 奈留：村木博信係長 岐 宿：月川美香主査 玉之浦：平田華子主事							

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 72 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 73 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について	可 決
	議案第 74 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 75 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可 決
	議案第 76 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 77 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する異見について	可 決
	議案第 78 号	令和 2 年度農業委員会年間活動計画について	可 決
	議案第 79 号	令和 2 年度標準農作業受委託料金の改定（案）について	可 決
	議案第 80 号	保安林指定に係る農業委員会の意見について	可 決
	議案第 81 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 2 時 00 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和元年度第 12 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、10 番山下富雄委員、11 番谷川基晴委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 12 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第 72 号の 1 番を審議いたします。なお、本案については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○番○○○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3 ページをご覧ください。

議案第 72 号

1 番 土地の所在地：○○町○○○○番○ 田、外田 1 筆、2 筆合計 4,260 m²

譲受人： ○○町○○○○番地○○○○ ○○○○ 農業

譲渡人： ○○町○○○○番地○ ○○○○ 無職

譲受理由： 当該地を譲り受けて農業経営を行う。

譲渡理由： 高齢により耕作できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価 2 筆合計○○○○円

次に、3 月 17 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 72 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 1 番は許可されました。○番○○○○委員の
除斥を解き、出席を求めます。
—○番○○○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 72 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 土地の所在地：○○町○○○○番○ 畑、外畑 1 筆 2 筆合計 5,786 m²
借受人： ○○町○○○○番地○ ○○○○ 農業
貸出人： ○○町○○○○番地 ○○○○ 無職
借受理由： 当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由： 当該地を貸し出して新規就農を支援する。
契約内容： 5 年間の賃貸借 年額 2 筆合計○○○○円

次に、3 月 17 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第
3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 72 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 2 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 72 号の 3 番と 4 番については、関連がありますので一括して審議いたしま
す。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番 土地の所在地：○○町○○○○番○ 田、外田 1 筆、畑 1 筆、3 筆合計 3,006 m²
譲受人： ○○町○○○○番地 ○○○○ ○○○○
譲渡人： 大村市○○○○番地 ○○○○ 無職
譲受理由： 当該地を譲り受けて農業経営を開始する。
譲渡理由： 当該地を譲り渡して新規就農を支援する。
契約内容： 売買、対価 3 筆合計○○○○円

4 番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田、外田 1 筆、2 筆合計 2,556 ㎡
貸出人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
借受理由： 父から当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由： 息子に貸し出して農業経営を支援する。
契約内容： 20 年間の使用貸借

次に、3 月 17 日、〇〇地区及び〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 72 号の 3 番と 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 3 番外 1 件は許可されました。

○議長

次に、議案第 72 号の 5 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5 番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 1 筆 923 ㎡
譲受人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 パート職員
譲受理由： 自己所有地に隣接し耕作に便利がいいので譲り受けて規模拡大する。
譲渡理由： 非農家のため耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 売買、対価〇〇〇〇円

次に、3 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 72 号の 5 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって5番は許可されました。

○議長

次に、議案第72号の6番から10番については、借受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

6番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田、外田1筆、2筆合計3,003㎡

借受人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

貸出人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 無職

借受理由： 退職が近まり当該地を借り受けて規模拡大を図る。

貸出理由： 当該地を貸し出して規模拡大を支援する。

契約内容： 10年間の賃貸借 年額2筆合計〇〇〇〇円

7番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田、外田1筆、2筆合計1,146㎡

貸出人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 農業

契約内容： 5年間の賃貸借 年額2筆合計〇〇〇〇円

8番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田、外田1筆、2筆合計2,828㎡

貸出人： 長崎市〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇

〇〇〇〇 国家公務員

契約内容： 5年間の賃貸借 年額2筆合計〇〇〇〇円

9番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田1筆 1,147㎡

貸出人： 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 農業兼自営業

契約内容： 5年間の賃貸借 年額2筆合計〇〇〇〇円

10番 土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番〇 田、外田2筆、3筆合計2,457㎡

貸出人： 〇〇町〇〇〇〇番〇 〇〇〇〇 自営業

契約内容： 5年間の賃貸借 年額3筆合計〇〇〇〇円

次に、3月17日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第72号の6番から10番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって6番外4件は許可されました。

○議長

次に、議案第73号 農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見についての1番を審議いたします。なお、本案と議案第74号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見についての1番については関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

7ページの議案第73号の1番をご説明いたします。

本案は、平成4年7月28日付けで倉庫用地として農地法第5条の転用許可を得た案件であります。当初計画者が、漁具倉庫用地に使用する計画であったが、知人の既存倉庫を使用することとなったため、承継者による農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請であります。

所 在：〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 149 m² 第3種農地
承 継 者：〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
当初計画者：〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇
転用目的：(変更前) 倉庫用地 (変更後) 漁網干場用地

付近状況図、配置図につきましては、議案第74号の1番をご説明いたします。

8ページの議案第74号の1番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 149 m² 第3種農地
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇
転用目的：漁網干場用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 150mに位置し、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地です。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接境界に沿ってブロック塀がすでに設置されており、土砂等の流失の恐れはなく、また、当該申請地は、漁網干場として利用しますので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われれます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は無いとの計画になっております。以上です。

○議長

次に、議案第73号の1番と議案第74号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第73号の1番と議案第74号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第73号の1番及び議案第74号の1番について、当協議会は去る3月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第73号の1番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇

承継者 : 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

当初計画者 : 〇〇〇〇

転用目的 : (変更前) 倉庫用地 (変更後) 漁網干場用地

議案第74号の1番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇

申請者 : 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

転用目的 : 漁網干場用地

議案第73号の1番は、農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請は、やむを得ないと認められる。

議案第74号の1番の申請地は、住宅の用が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、漁網干場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により、第73号の1番は承認相当、第74号の1番は許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第73号の1番に対する地区協議会会長報告は承

認相当、議案第 74 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号の 1 番は承認相当、議案第 74 号の 1 番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 74 号の 2 番を審議いたします。なお、本案については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○番○○○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、9 ページをご覧ください。議案第 74 号の 2 番をご説明いたします。

所 在：○○町○○○○番○ 畑 1,172 m²

○○町○○○○番○ 畑 284 m² 合計 1,456 m² 第 1 種農地

譲受人：○○町○○○○番地○ ○○○○

譲渡人：○○町○○○○番地○ ○○○○

転用目的：貸家住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から南西へ約 560m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は、既に擁壁が設置されており、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、緩衝地を設けることにより近傍農地への日照・通風・営農等影響はないと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、污水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。3 月 18 日に全地区協議会を開催しております。以上です。

○議長

次に、議案第 74 号の 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 74 号の 2 番に対する○○地区協議会会長代理の報告を求めます。

□○○地区協議会会長代理

○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 74 号の 2 番について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 74 号の 2 番

所 在 : 籠淵町〇〇〇〇番〇 外 1 筆

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的: 貸家住宅用地

本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地であります。周辺の農地等に影響は無く、貸家住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答: なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 74 号の 2 番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号の 2 番は許可相当と決しました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇番〇〇〇〇委員: 出席—

○議長

次に、議案第 74 号の 3 番から 7 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

次に、10 ページをご覧ください。議案第 74 号の 3 番をご説明いたします。

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 331 m² 第 2 種農地

譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的: 住宅用地

契約内容: 売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から、南西へ約 600m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、石垣及び擁壁が既に設置されており土砂流出や崩壊等による周囲への被害の恐れはなく、建物を平屋建てとし隣接地とは、十分な距離を設けることにより近傍農地の日照、通風等営農への影響はないと思われます。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が

見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、11 ページをご覧ください。議案第74号の4番をご説明いたします。

所 在 : ○○町○○○○番○ 畑 73 m²
○○町○○○○番○ 畑 441 m²
合計 514 m² 第3種農地

譲受人 : ○○町○○○○番地○ ○○○○

譲渡人 : ○○町○○○○番地○ ○○○○

転用目的 : 住宅用地

契約内容 : 売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から南西へ約 600mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地です。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、石垣が既に設置されており土砂流出や崩壊等による周囲への被害の恐れはなく、建物を平屋建てとし高さを加減することで近傍農地の日照、通風等営農への影響はないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、12 ページをご覧ください。議案第74号の5番をご説明いたします

所 在 : 吉田町○○○○番○ 畑 367 m² 第2種農地

譲受人 : 上大津町○○○○番地○ ○○○○

譲渡人 : 吉田町○○○○番地 ○○○○

転用目的 : 住宅用地

契約内容 : 売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○より南西に約 50mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート枠で囲い土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てとし高さを加減することで近隣農地への日照・通風等営農への影響はないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、13 ページをご覧ください。議案第74号6番をご説明いたします

所 在 : ○○町○○○○番○ 持分5分の1 畑 116 m²
○○町○○○○番○ 畑 330 m²

合計 446 m² 第2種農地

譲受人 : 大村市○○○○番地○ ○○○○ ○○○○

譲渡人 : ○○町○○○○番地 ○○○○

転用目的 : 住宅、道路用地

契約内容 : 売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、〇〇〇〇より南西に約 50mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート枠で囲い土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てとし高さを加減することで近隣農地への日照・通風等営農への影響はないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、14 ページをご覧ください。議案第 74 号の 7 番をご説明いたします

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 764 m² 第 1 種農地

譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人 : 大村市〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇

転用目的 : 鍛冶工場用地

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 340mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は、既にコンクリート擁壁が設置されており、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、鍛冶工場の建屋を平屋建てとし、露天駐車場及び通路並びに露天の作業場として利用しますので近傍農地への日照・通風・営農等影響はないと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は無いとの計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される施設等は例外的に許可することができるとなっております。また、申請地に隣接する宅地と建屋を居宅として購入する予定です。以上で説明を終わります。

○議長

次に、議案第 74 号の 3 番から 7 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 74 号の 3 番と 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 74 号の 3 番及び 4 番について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 74 号の 3 番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的 : 住宅用地

議案第 74 号の 4 番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇 外 1 筆

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的 : 住宅用地

議案第 74 号の 3 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。4 番の申請地は、住宅の用が連たる区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により 3 番及び 4 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 74 号の 5 番から 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 74 号の 5 番から 7 番について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 74 号の 5 番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的 : 住宅用地

議案第 74 号の 6 番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇 外 1 筆

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的 : 住宅、道路用地

議案第 74 号の 7 番

所 在 : 〇〇町〇〇〇〇番〇

申請者 : 〇〇〇〇

転用目的 : 鍛冶工場用地

議案第 74 号の 5 番及び 6 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。7 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅、道路及び鍛冶工場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により 5 番及び 6 番並びに 7 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 74 号の 3 番から 7 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号の 3 番外 4 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 75 号 五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

15 ページをお開き下さい。

議案説明の前に、五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。

また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

- ①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
 - ②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - ④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - ⑤土地改良事業等が、完了後 8 年を経過しているものであること。
- 以上 5 つの要件に留意することになっています。

続いて、議案の説明をいたします。16 ページをご覧ください。

議案第 75 号

1 番 申出人 譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇
譲受人 : 〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇
土地の所在地 : 〇〇町〇〇〇〇番の一部 畑 面積 1,851 ㎡のうち 562 ㎡
除外の目的 : 住宅用地
施設の概要 : 居宅 1 棟、木造瓦葺平屋建て 車庫 1 棟

除外の理由について、譲受人は現在市内の借家に居住しているが、子供の成長に伴い住居が手狭になってきたので、自己所有の住居を建設する計画をしている。

なお、申請地は〇〇〇〇から南へ 500m 付近に位置しております。

農地区分は第 1 種農地ではあるが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

被害防除計画について、土地の造成については切土を行うが隣接地の境界部分には擁壁やブロック塀を設置するため土砂の流出や崩壊による被害が生じないようにする。

また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については住宅と隣接農地との間に十分な距離を設けるため近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼす恐れはない。さらに雨水排水については道路側溝及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排出する計画となっております。

2 番 申出人 貸出人 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇

借受人 : 福岡市〇〇〇〇番〇号

〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇

センター長 〇〇〇〇

土地の所在地 : 〇〇町〇〇〇〇番の一部 畑 面積 7,494 m²のうち 35.75 m²

除外の目的 : 携帯電話無線基地局

施設の概要 : アンテナ 1 基、電源箱 1 棟

除外の理由について、当該地域においては、周囲が山間部に囲まれる地形であり、既存の無線局では地域の電波を改善できないことから、当該地に携帯電話無線局を設置し改善を図る計画をしている。

なお、申請地は〇〇〇〇から北東へ約 300m 付近に位置しております。

農地区分は第 1 種農地であるが、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の許可を要しない例外規定に該当する案件となっております。

被害防除計画について、土地の造成等はなく現状のまま利用し、申請地内はコンクリート舗装するため土砂等の流失や崩壊による被害の恐れはない。

また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については、隣接農地との間に通路を確保するため耕作に著しい影響を及ぼすことはない。さらに雨水排水については自然流下とする計画となっております。

18 ページをお開き下さい。

3 番 申出人 譲渡人 : 〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇

譲受人 : 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇

土地の所在地 : 〇〇町〇〇〇〇番〇 畑 面積 284 m²

除外の目的 : 住宅用地

施設の概要 : 居宅 1 棟、木造瓦葺平屋建て

除外の理由について、譲受人は現在、申請地より少し離れた富江町内の借家に居住している。今回、出身地であり親が住んでいる当該地区に、自己所有の住居を建設する計画をしている。

なお、申請地は〇〇〇〇から南東へ約 500m 付近に位置しております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地。

被害防除計画について、土地の造成については現状のまま利用し、境界部分には擁壁やブロック塀を設置するため土砂の流出や崩壊による被害が生じる恐れはない。

また、隣接地の日照、通風、耕作等に及ぼす影響については住宅と隣接農地との間に十

分な距離を設けるため近傍農地の耕作に著しい影響を及ぼす恐れはない。さらに雨水排水については道路側溝及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排出する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 75 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 75 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 75 号 五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 75 号 1 番

申 出 人：譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番の一部

除外の目的：住宅用地

本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 75 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 75 号 五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 2 番について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 75 号の 2 番

申 出 人：貸出人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇

センター長 〇〇〇〇

土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番の一部

除外の目的：携帯電話無線局用地

本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 75 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第 75 号 五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 3 番について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 75 号の 3 番

申 出 人：譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇彦

土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番〇

除外の目的：住宅用地

本案については、農地法第 5 条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、やむを得ないとの意見にすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 75 号の 1 番から 3 番に対する地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。地区協議会会長報告のとおり、除外のための計画変更についてはやむを得ないことに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号の 1 番外 2 件、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 76 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

19、20 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち１人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

21 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 33 筆、畑 43 筆の計 76 筆で、面積が 150,836.72 m²。所有権移転につきましては、田 1 筆で、面積が 1.125 m²となっております。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：公益財団法人 ○○○○
理事長 ○○○○

利用権を設定する者 : ○○○○

利用権を設定する土地 : 畑 1 筆

1 番 2 ○○○○ 畑 2 筆

1 番 3 ○○○○ 畑 1 筆

1 番 4 ○○○○ 田 1 筆

1 番 5 ○○○○ 田 2 筆

1 番 6 ○○○○ 畑 1 筆

1 番 7 ○○○○ 畑 2 筆

1 番 8 ○○○○ 畑 2 筆

1 番 9 ○○○○ 畑 1 筆

1番 10 ○○○○ 畑 1筆

1 番 11 ○○○○ 畑 1 筆

1番 12 ○○○○ 畑 1筆

1 番 13 ○○○○ 田 4 筆

以上、1番1から1番13の面積合計は田7筆、畑13筆 39,476 m²

すべて新規で、契約内容は1番1、1番3、1番4、1番6、1番7が賃貸借権、
 その他が使用貸借権となっております。1番各号につきましては中間管理事業
 によるものです。

2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者 : ○○○○

利用権を設定する土地 : 畑 1 筆 1,722 m²

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者 : ○○○○

利用権を設定する土地 : 田 1 筆 2,170 m²

- 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 4 番 1 利用権の設定を受ける者：株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑 2 筆
- 4 番 2 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 3 ○○○○ 外 2 名 畑 1 筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4 番 4 ○○○○ 外 2 名 畑 2 筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4 番 5 ○○○○ 外 2 名 畑 1 筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 4 番 6 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 7 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 8 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 9 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 10 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 11 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 12 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 13 ○○○○ 畑 1 筆
- 4 番 14 ○○○○ 畑 1 筆
- 以上、4 番 1 から 4 番 14 の面積合計は畑 16 筆 42,294 m²
4 番 3、4 番 6 が新規で、その他が更新、契約内容はすべて賃貸借権となっております。
- 5 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 2 筆、畑 3 筆 5,396.72 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 6 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 4 筆、畑 3 筆 7,482 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 7 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○ 外 4 名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：畑 4 筆
- 7 番 2 ○○○○ 畑 1 筆
以上、7 番 1、7 番 2 の面積合計は畑 5 筆 18,055 m²
7 番 1 が新規、7 番 2 が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 8 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 1 筆
- 8 番 2 ○○○○ 田 2 筆
以上、8 番 1、8 番 2 の面積合計は田 3 筆 2,599 m²
すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

- 9 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者：〇〇〇〇
 利用権を設定する土地：田 1 筆
- 9 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆
 以上、9 番 1、9 番 2 の面積合計は田 2 筆 2,428 m²
 9 番 1 が更新、9 番 2 が新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 10 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者：〇〇〇〇
 利用権を設定する土地：田 2 筆
- 10 番 2 〇〇〇〇 田 2 筆
- 10 番 3 〇〇〇〇 田 1 筆
 以上、10 番 1 から 10 番 3 の面積合計は田 5 筆 9,450 m²
 10 番 1 の 2 筆のうち 1 筆が新規で、その他が更新、契約内容はすべて賃貸借権となっております。
- 11 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者：〇〇〇〇
 利用権を設定する土地：田 1 筆
- 11 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆
- 11 番 3 〇〇〇〇 畑 1 筆
 以上、11 番 1 から 11 番 3 の面積合計は田 2 筆、畑 1 筆 5,694 m²
 すべて更新で、契約内容は 11 番 3 が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
- 12 番 1 利用権の設定を受ける者：有限会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者：〇〇〇〇 外 3 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地：田 3 筆
- 12 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆
 以上、12 番 1、12 番 2 の面積合計は田 4 筆 5,908 m²
 すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者：〇〇〇〇
 利用権を設定する土地：田 3 筆 5,897 m²
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 14 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者：〇〇〇〇
 利用権を設定する土地：畑 1 筆 2,265 m²
 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。

- 15 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 所有権を移転する者：〇〇〇〇
 所有権を移転する土地：田 1 筆 1,125 m²
 契約内容は売買で対価は〇〇〇〇円となっております。

以上、1 番 1 から 15 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 76 号 利用権設定の 1 番 1 から 14 番、所有権移転の 15 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号 利用権設定の 1 番 1 外 46 件、所有権移転の 15 番は、原案のとおり可決されました。

○議長

ここで、10 分間の休憩をとります。

—休 憩—

○議長

再開します。

議案第 77 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。30 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができますとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 76 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

○議長

それでは、議案第 77 号の 1 番を審議いたします。なお、本案については○番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—○番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者 : ○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する土地 : 畑 1 筆 2,794 m²

契約内容は、賃貸借権となっております。

以上につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番については、適当であるとの意見に決しました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○番○○○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 77 号の 2 番を審議いたします。本案については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、議長を職務代理者に交替し、退席いたします。

—19 番山田勝久会長：退席—

— 2 番出口幸博職務代理者：議長席へ—

○議長

それでは、議案第 77 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 利用権の設定を受ける者 : ○○○○ 担い手

利用権を設定する土地 : 田 4 筆 4,612 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

以上につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 2 番については、原案のとおり可決されました。19 番 山田勝久委員の除斥を解き、出席を求め、議長を交替いたします。

— 2 番出口幸博職務代理者：自席へ—

—19 番山田勝久会長：議長席へ—

○議長

次に、議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 3 番 1 から 6 番 5 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番 1 利用権の設定を受ける者 : ○○○○有限会社
代表取締役 ○○○○ 認定農業者

利用権を設定する土地 : 畑 1 筆

3 番 2 畑 1 筆

3 番 3 畑 2 筆

以上、3 番 1 から 3 番 3 の面積合計は畑 4 筆 12,284 m²

契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

4 番 利用権の設定を受ける者 : ○○○○ 担い手

利用権を設定する土地 : 畑 2 筆 4,220 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

5 番 1 利用権の設定を受ける者 : ○○○○ 担い手

利用権を設定する土地 : 田 1 筆

5 番 2 田 2 筆

以上、5 番 1、5 番 2 の面積合計は田 3 筆 2,604 m²

契約内容は、5 番 1 が賃貸借権、5 番 2 が使用貸借権となっております。

6 番 1 利用権の設定を受ける者 : ○○○○ 担い手

利用権を設定する土地 : 畑 2 筆

6 番 2 畑 1 筆

6 番 3 畑 1 筆

6 番 4 畑 1 筆

6 番 5 畑 1 筆

以上、6 番 1 から 6 番 5 の面積合計は畑 6 筆 12,962 m²

契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

以上、3 番 1 から 6 番 5 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見について、3 番 1 から 6 番 5 については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 3 番 1 外 10 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 78 号 令和 2 年度農業委員会年間活動計画について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、令和 2 年度の年間活動計画について説明させていただきます。資料は 33 ページから 35 ページまでとなります。

まず、33 ページの「1 重点活動方針」については、今年度と同じ内容となっております。

次に、「2 事務（事業）月別活動計画」については、表の左の列に随時、4 月から 3 月までの各月になっておりますが、その次の列の 1 列目に毎月の地区協議会と農業委員会総会の予定日を記載しております。原則、地区協議会は 16 日、総会は 26 日で計画しておりますが、曜日の関係で別の日に調整した月もあります。

その他の活動計画としましては、総会での議案や協議事項となるものや、農業委員・推進委員に参加をお願いするものを抜粋して説明しますと、5 月、1 列目の上から 3 つ目、農業委員会事務の実施状況等について決定、公表と 3 列目、あっせん譲受等候補者名簿の見直し、5 列目、田畑売買価格等調査を予定しております。

次に、34 ページに移りまして、7 月、1 列目の上から 3 つ目、農地利用状況調査（農地パトロール）については修正をお願いします。今年度は 7 月と 8 月の実施でしたが、令和 2 年度は新たな農業委員・推進委員で実施するため、8 月と 9 月に活動計画を修正します。7 月の農地利用状況調査を消して、9 月への追記をお願いします。

それと 7 月の 4 列目、農業者年金加入推進部長研修会を予定しております。

8 月、5 列目、全国農業新聞普及推進をとりあえず、8 月、9 月、1 月、2 月として予定しております。ちなみに、今年度は 5 月、7 月、9 月、11 月の設定でした。

それと 8 月の 7 列目、上から一つ目、農業委員会臨時総会を 8 月 1 日の土曜日に予定しております。この日に、市長から新たな農業委員への辞令交付を行い、臨時総会では農地利用最適化推進委員の決定を予定しております。

次に、9月の一番右の列の7列目、農業委員、推進委員研修会を予定しております。

次に、35ページに移りまして2月、5列目の上から3つ目、農業者等との意見交換会とその下、五島市長への意見書提出を予定しております。

次に、3月、5列目の上から一つ目、下限面積見直し検討と7列目の上から一つ目、令和3年度標準農作業受委託料金改定を予定しております。

以上ですが、これはあくまでも現段階での計画ですので、日程が変更になることがあることをご了解願いたいと思います。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第78号 令和2年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号 令和2年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第79号 令和2年度標準農作業受委託料金の改定（案）について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

36ページをご覧ください。議案第79号 令和2年度標準農作業受委託料金の改正について、このことにつきましては、法令に基づき定めるものではなく、農業委員会が地域の農業者のために目安として設定するものです。各地域で農作業の受託を営んでいる個人や受託組織の受託料金を基に五島市管内の目安として示しております。よって、実際の受委託料金を規定するものではありませんので請負の際は、地域の実態や農作業事情等を勘案して相互間で料金設定をしていただくよう、委託を希望する農家の方々へご指導いただければと思います。内容であります。市内の受託組織に確認したところ、各項目において前年度と変動がありませんでしたので令和2年度は令和元年度と同額として、変更は行っておりません。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第79号 令和2年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号 令和 2 年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 80 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

37 ページをお開き下さい。議案第 80 号の 1 番及び 2 番、保安林指定に係る農業委員会の意見について、事務手続きについてご説明いたします。

1. 保安林の指定は、その権限の有する農林水産大臣又は都道府県知事が必要を認めれば指定することができる。
2. 保安林は森林を対象として指定することとされております。
3. 森林法第 2 条には、森林とは木竹が集団して育成している土地及び、その土地にある立木竹及び立竹の集団的な生育に供される土地と規定されています。
4. 地目が田畑であっても、その土地が現況において林叢状態を呈している等、森林として利用されている状態にあれば、森林法上の森林ということができるとなっており、保安林に指定することは可能とされています。
5. 現況が森林状態を呈している土地で地目が田畑となっているかどうかを参考にする外、あらかじめ農業委員会の意見を聞いて手続きを進めることが適当であるとなっております。

38 ページをお開き下さい。今回、保安林指定に係る意見について令和 2 年 2 月 17 日付けで、五島振興局長より、議案第 80 号の 1 番、〇〇町〇〇〇〇番〇外 1 筆及び、議案第 80 号の 2 番、玉之浦町荒川〇〇〇〇番の農地について照会がありましたので、3 月 18 日に〇〇地区協議会及び 3 月 17 日に〇〇地区協議会で現地確認を行っております。なお、所有者からの承諾書も添付されております。また、今回の保安林の種別は、1 番が土砂崩壊防備保安林、2 番が土砂流出防備保安林となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 80 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 80 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 80 号の 1 番、保安林指定に係る農業委員会の意見について、当協議会は去る 3 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 80 号の 1 番

所 在： 〇〇町〇〇〇〇番〇 外 1 筆

面 積：1460 m²

以上の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 80 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 80 号の 2 番、保安林指定に係る農業委員会の意見について、当協議会は去る 3 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 80 号の 2 番

所 在： 〇〇町〇〇〇〇番

面 積：112 m²

以上の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 80 号に対する地区協議会会長報告は、保安林指定については支障なし、との意見であります。地区協議会会長報告のとおり、農業委員会の意見については、保安林指定については支障なしとの意見とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号 保安林指定に係る農業委員会の意見については、支障なしとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 81 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 81 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。39 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。40、41 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、畑 12 筆、合計面積は 6,964 m²となっております。4 月からの累計は、田 47 筆、畑 260 筆、樹園地 5 筆で合計面積は 226,378 m²となっております。なお、42 ページが令和元年度の地区協議会別・地目別の集計表となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 81 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。

始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. 下限面積（別段面積）の見直しについて
5. 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答について
6. 農地転用許可不要案件届出書について
7. 農地利用状況調査の結果について
8. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第 12 回五島

市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後４時１０分 閉会＝

五島市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員